

# 湖西市農業委員会議事録（2月）

招集年月日	令和4年2月15日（火）									
招集の場所	防災センター 2階									
開閉会日時 及び宣告	開 会	2月15日（火） 午後2時00分				議長	内山 吉朗			
	閉 会	2月15日（火） 午後2時15分				議長	内山 吉朗			
出席並びに 欠席委員  出席18名 (欠席2名)  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員	5 番	疋田 晃久			12 番	柴田 克芳				
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 主 査	北見 浩二 高柳 佳世			次 長	吉田 善行				
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 4 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 5 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会									
会議の経過	別紙のとおり									
備 考										

## 議 事 の 概 要

(令和4年2月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

- 局 長 みなさんこんにちは。  
委員全員揃いましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。  
出席委員数は、過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。
- 会 長 みなさんこんにちは。それでは、ただいまから湖西市農業委員会2月定例会を開会いたします。
- 局 長 ありがとうございます。  
ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。
- 議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
それでは議事録署名人は、議席番号5番の正田晃久委員と12番の柴田克芳委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。  
はじめに、「議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。  
申請番号2番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号2番及び図面のNo.1です。申請地は■■■■から北西へ約■■■■のところに位置し、先月3条の許可がされた農地に隣接する農地で、今回譲渡人との間でこの農地も売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は、5,438㎡の耕作地を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、みかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。菅沼委員、補足説明をお願いします。
- 菅沼委員 2月10日に伊藤推進委員と現地確認を行いました。今説明のあったように、先月所有権売買で取得した土地の1枚の中に細帯で残っていた部分で、所有者は違いますが、そこへ入る道もなく、1枚ということで話ができた

ようで、1枚の区画を譲受人の方がすべて買い取ったということになります。現在はきれいに管理されており、いつでもみかんが植えられる状態があります。別段問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号3番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号3番及び図面のNo.2です。申請地は[ ]から北西へ約[ ]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は、5,911㎡の耕作地を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、甘藷を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。山本晴夫委員、補足説明をお願いします。

山本委員

2月1日に尾崎推進委員と現地確認を行いました。この申請地一帯は田んぼでして、申請地の西側の道路から南は何年も遊休農地となっております。今現在は覆土をしている状況です。申請のとおりさつまいもを作るということで、特に問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号4番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号4番及び図面のNo.3です。申請地は[ ]から西へ約[ ]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は番号3番と同じ者で、5,911㎡の耕作地を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、甘藷を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。太田委員、補足説明をお願いします。

太田委員

2月10日に森推進委員と現地確認を行いました。すでに野菜が耕作されている状態でした。特に問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第6号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。申請番号1番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号1番及び図面のNo.4です。この度、貸駐車場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は、[ ]から南西に約 [ ]のところに位置し、街区の面積に占める宅地化率が40%以上であるため、第3種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は普通自動車8台分の駐車場の転用であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われまます。現在は碎石敷きであり、雨水は自然浸透されているため、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、造成等を行わないため資金がかからないこと、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。内山会長、補足説明をお願いします。

内山会長

2月8日に佐原推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、正式な手続きをせずに違法行為を行ったことの追認であります。昨年11月の定例会案件だったと思いますが、同じ申請人で同じ追認案件ということで、場所も近接した土地なので、個人的にはなぜ同時に申請してくれなかったのかと思っておりますが、申請地そのものにつきましては駐車場ということで既に碎石が敷かれており利用されているようでありました。現場の状況を見ますと、南側は公道に面しており、西側は河川敷に面しており、北側と東側は申請人が経営するアパートの敷地となっております。周りに影響を与えるようなことは全くないと思っておりますので、問題はないと考えます。以上です。

事務局

以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第7号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第8号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の6ページをご覧ください。

公告予定が2月18日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計4筆、4,164㎡の新規であります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が19筆あります。県の農業振興公社が

合計 20,881 m<sup>2</sup>の農地を 18 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[ ]に本社を置く [ ]と [ ]に本社を置く [ ]に配分を予定するものです。説明は以上です。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 8 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 11 ページをご覧ください。

報告事項第 4 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。

報告事項第 5 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長)

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、3 月 15 日(火)、午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長)

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 2 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 15 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 疋田 晃久

委 員 柴田 克芳